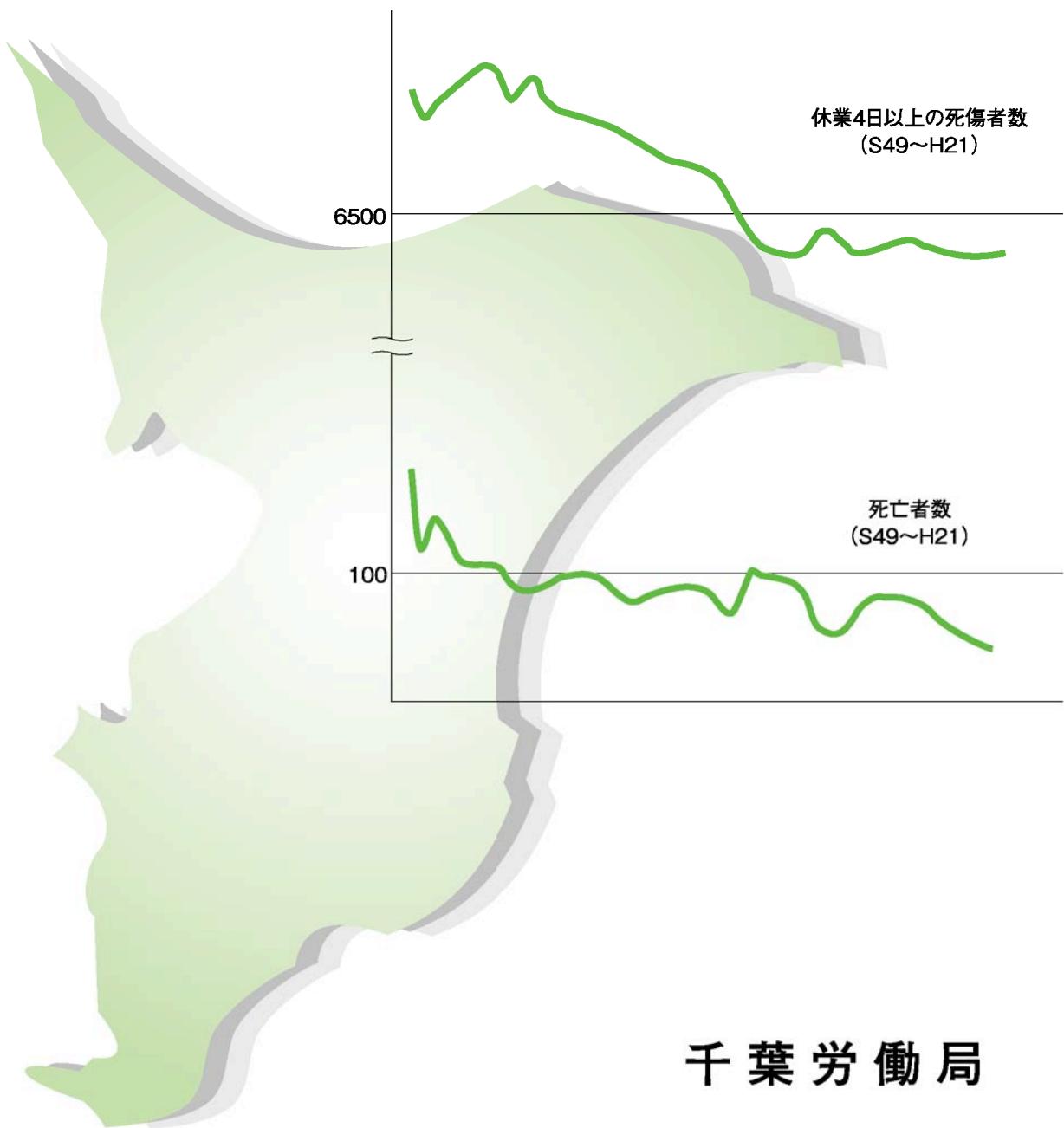


平成22年度

グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状





労働災害の現状

平成22年度全国安全週間 7月1日～7日
スローガン

みんなで進めようリスクアセスメント
めざそう職場の安全・安心

目 次

①	はしがき	1
②	大幅減少の労働災害	2
③	災害の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業	4
④	死亡災害の多い建設業、製造業、運輸交通貨物業	5
⑤	繰り返される在来型労働災害	6
⑥	業種によって異なる災害発生パターン	8
⑦	監督署別の労働災害発生状況	10
⑧	高齢者・中小企業に多い死亡災害	11
⑨	依然として増加傾向の有所見率	12
⑩	増え続ける過労死・精神疾患等	13
⑪	平成21年の主な死亡災害	14
⑫	参考資料（事故の型・起因物分類コード表）	18
	千葉労働局 第11次労働災害防止計画の概要	卷末

はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向にあり、平成21年は、死傷災害が前年比11.4%減の105,718人、死亡災害が前年比15.2%減の1,075人という大幅な減少をみることができました。同様に、一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害についても、前年比18.9%減の228件という大幅な減少をみることができました。

また、千葉県内における労働災害についても、死亡者数が前年比25%減の42人という成果を得ることができ、休業4日以上の死傷者数全体についても大幅な減少をみることができました。

しかしながら、依然として転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害といった在来型の災害が約半数を占め、また、労働災害の大幅な減少の結果、労働災害を経験しない事業場の増加を背景に安全管理の後退が懸念される状況にあります。

労働者の健康状況については、平成21年定期健康診断の結果によると、千葉県内では50.2%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、肝機能、血圧等にかかる有所見率が高い状況です。

また、石綿による健康障害をはじめ職業性疾病も依然として発生しています。

さらに、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの問題も顕在化しており、労働者の健康や生活へ与える影響がますます懸念されています。

平成22年度主要対策

1 自主的安全衛生活動の実施促進

リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実施促進等を進めます。

2 労働災害多発分野の対策の推進

重点業種（食料品製造業・金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業）及び第三次産業の労働災害防止、化学工業における爆発・火災災害防止等事業場における安全確保対策を進めます。

足場からの墜落・転落災害防止対策の充実を図ります。

3 メンタルヘルス対策の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知を図るとともに、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの活用等により、メンタルヘルス対策を進めます。

4 過重労働による健康障害防止対策の推進

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、労働時間管理、健康管理等に関する法令順守の徹底等を進めます。

5 定期健康診断結果の有所見率の増加に歯止め

定期健康診断の結果、有所見率の高い事業場に対して有所見率改善のための取組の促進を進めます。

6 石綿対策の推進

石綿障害予防規則に基づき、ばく露防止対策、健康管理対策等を進めます。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

この冊子が労働災害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

2

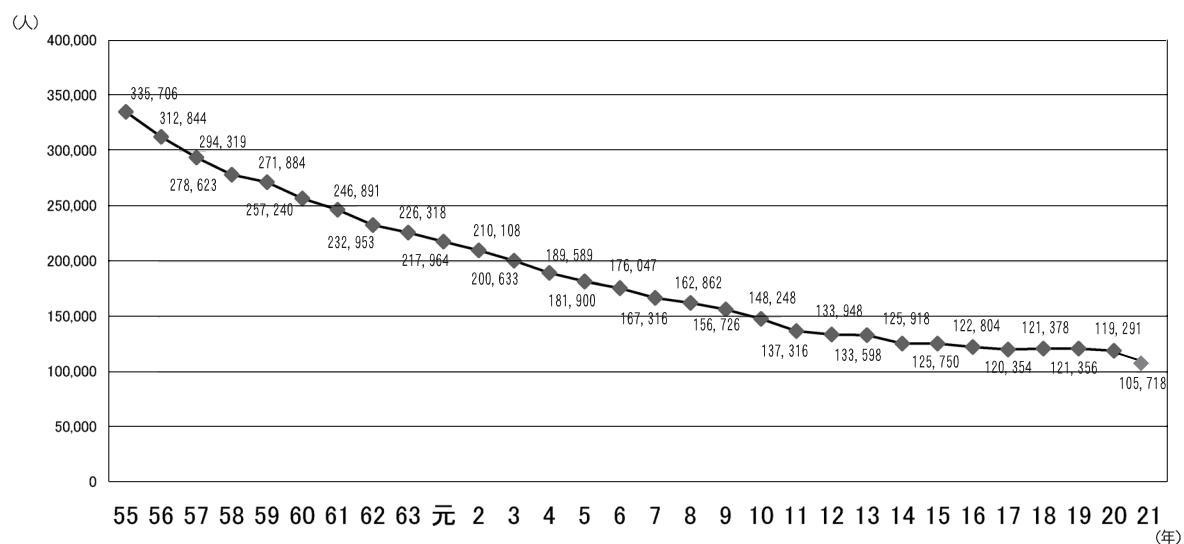
大幅減少の労働災害

1. 全 国

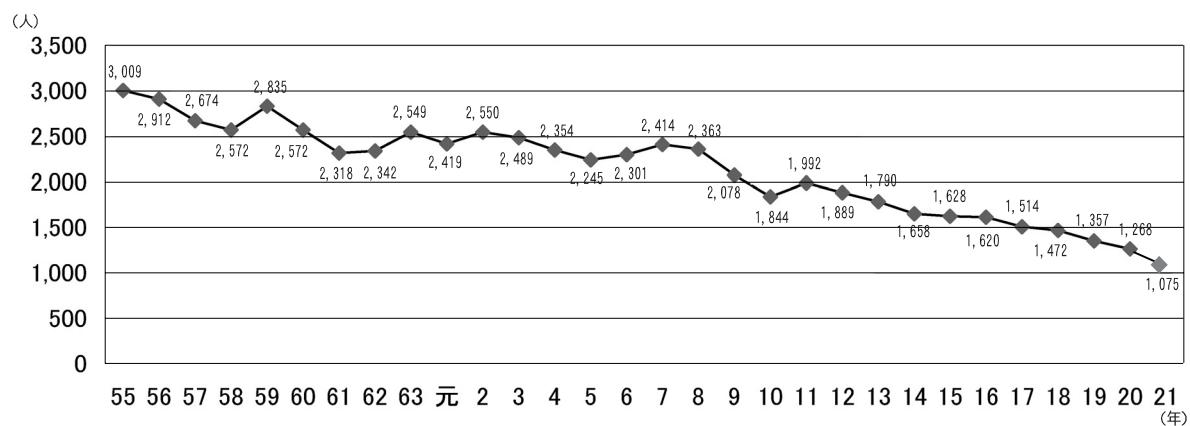
労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、昭和36年をピークに減少し、近年は減少傾向に陰りもみられましたが、平成21年は大幅に減少しました。

死亡者数は、昭和36年の6,712人をピークに減少し、昭和60年以降、僅かな増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成21年は1,075人と大幅に減少しました。

全国における死傷者数の推移（全産業）



全国における死亡者数の推移（全産業）

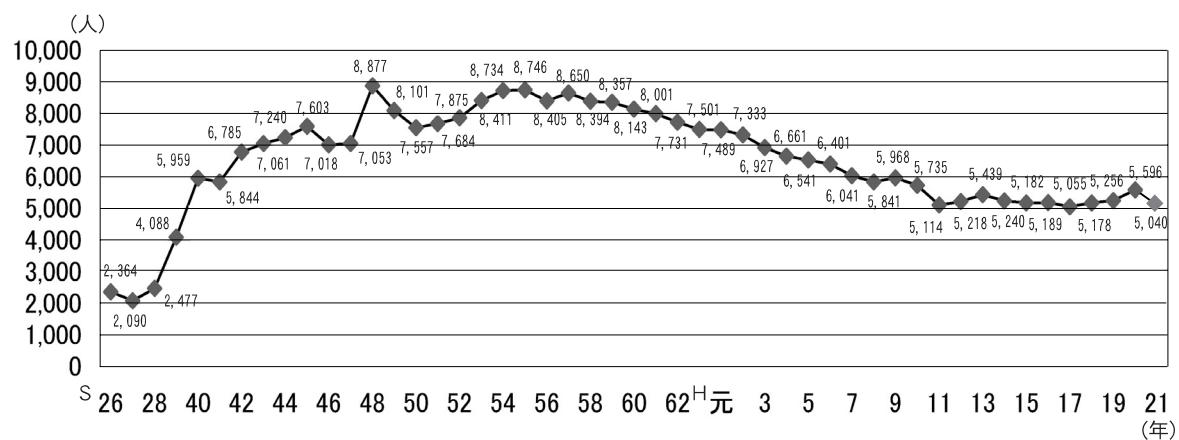


2. 千葉県内

労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、昭和48年の8,877人をピークに減少し、平成18年以降微増に転じましたが、平成21年は5,040人と大幅に減少しました。

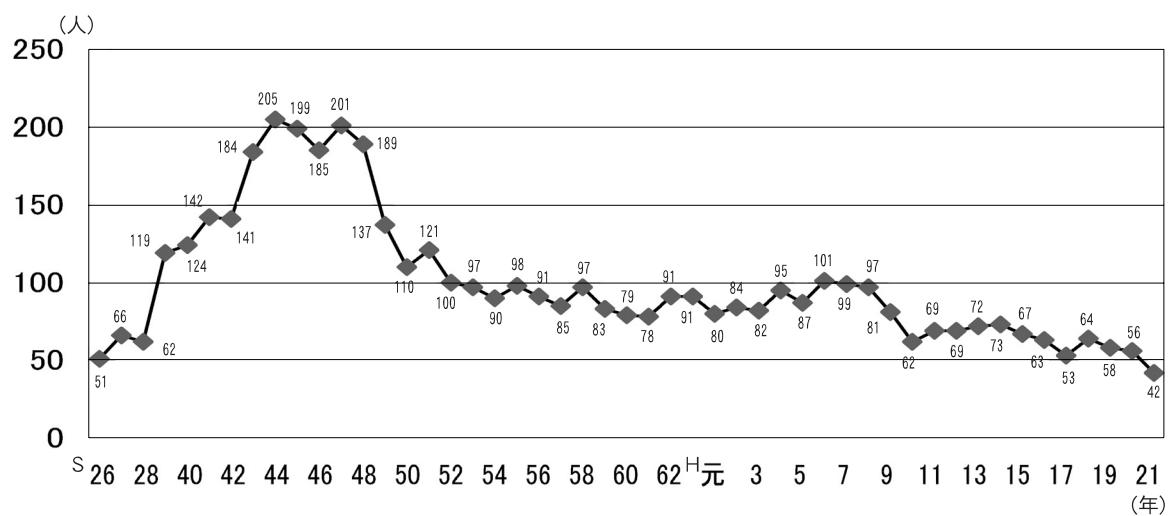
死亡者数は、昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を下回るほどに減少し、平成10年以降は、更に減少傾向を示し、平成21年は42人と大幅に減少しました。

千葉県における死傷者の推移（全産業）



(注) 昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。（労災給付データによる）

千葉県における死者数の推移（全産業）



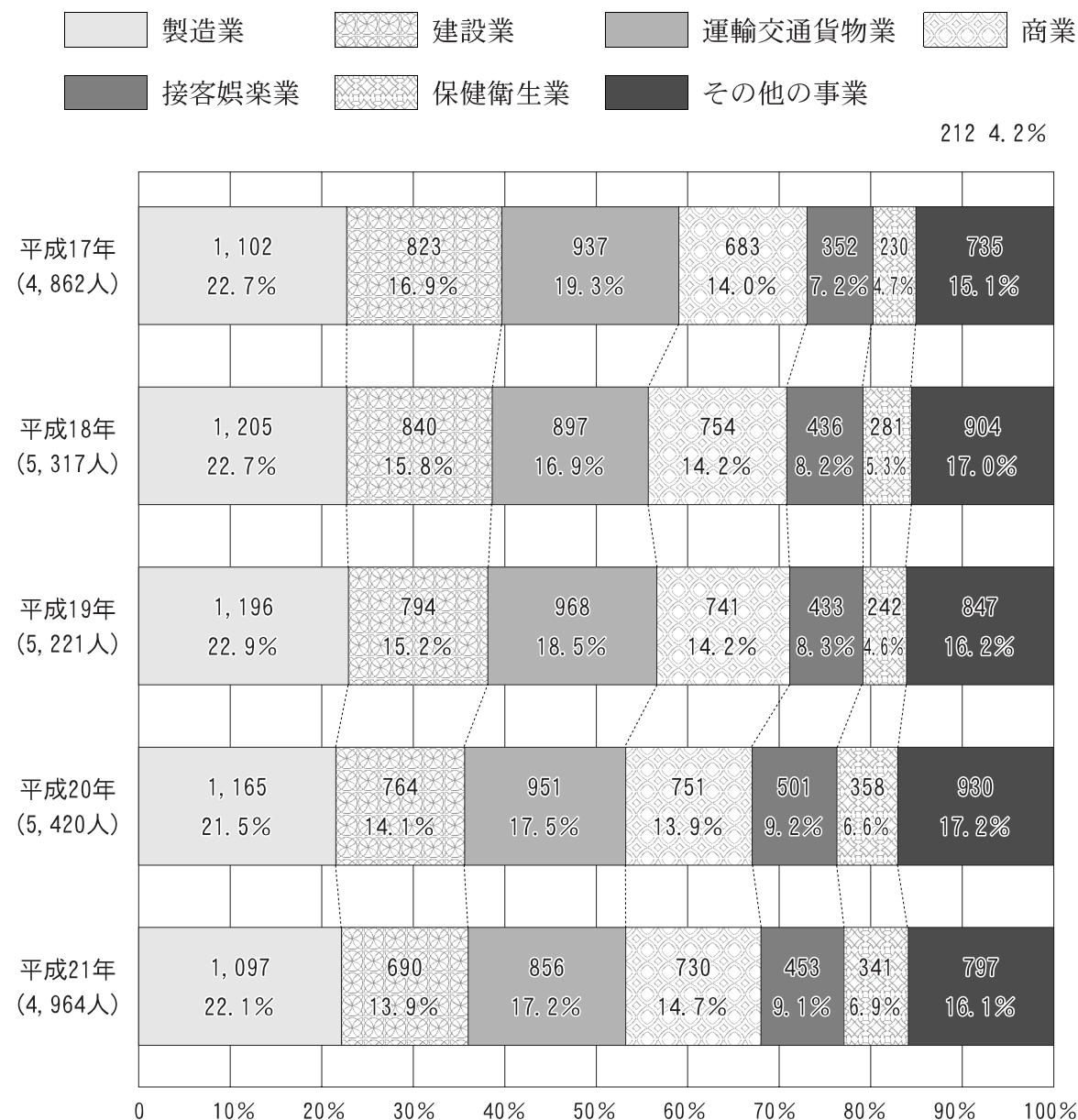
3

災害の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業

平成21年における千葉県内の死傷者数（休業4日以上）は、前年に比べ456人減（-8.4%）の4,964人と平成17年に次ぐ減少となりました。

業種別では、例年どおり、製造業、建設業、運輸交通貨物業での割合が高く、この3業種で全体の53.2%を占めています。（労働者死傷病報告による）

業種別・年別死傷者数



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

4

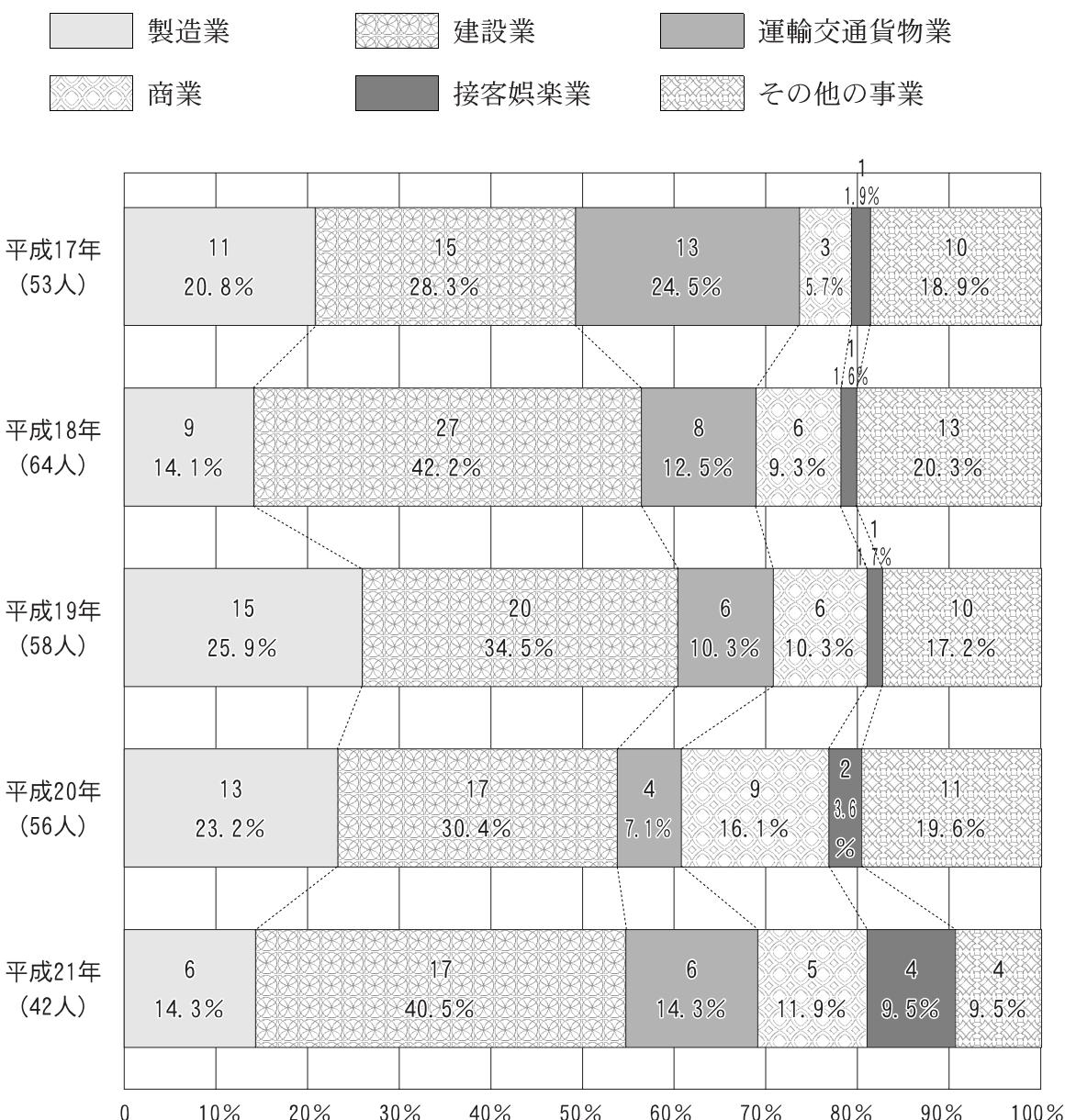
死亡災害の多い建設業、製造業、運輸交通貨物業

平成21年における千葉県内の死者数は、前年に比べ14人減（-25%）の42人となりました。

業種別では、建設業の割合が最も高く、全体の40.5%を占め、次いで製造業、運輸交通貨物業がそれぞれ14.3%と、この3業種で全体の69.0%を占めています。

（労働者死傷病報告による）

業種別・年別死亡災害発生状況



（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

5

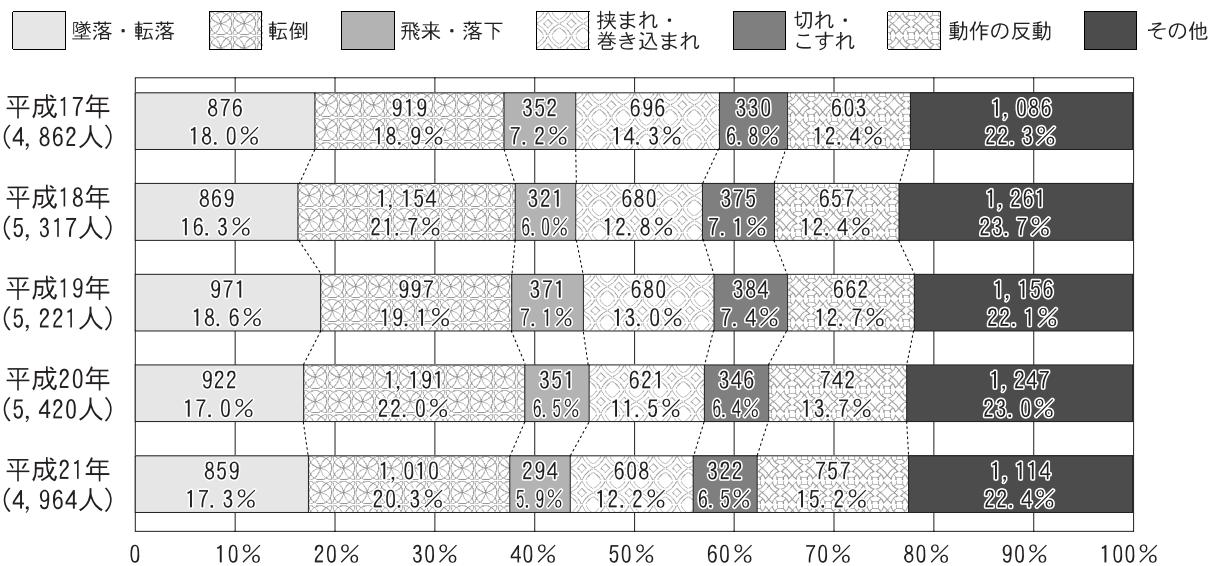
繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

平成21年における千葉県内の死傷者数（休業4日以上）を、事故の型別でみると、転倒、墜落・転落、挟まれ・巻き込まれで全体の49.8%を占めています。

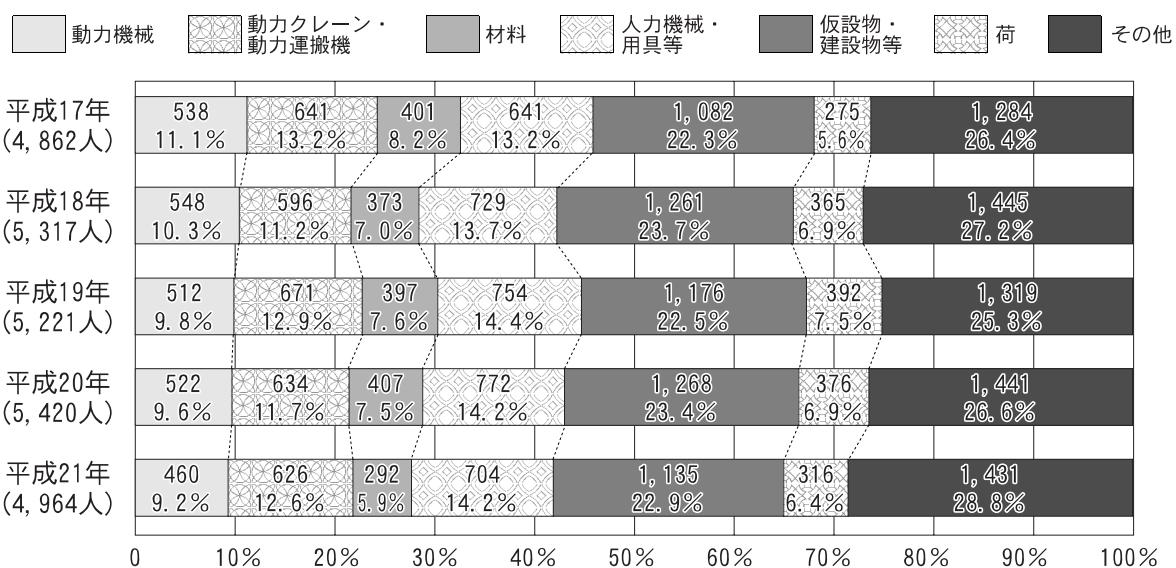
起因別では、仮設物・構築物等、人力機械・用具等、動力クレーン・動力運搬機で全体の49.7%を占めています。（労働者死傷病報告による）

事故の型別死傷災害発生状況



事故の型分類は18、19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況



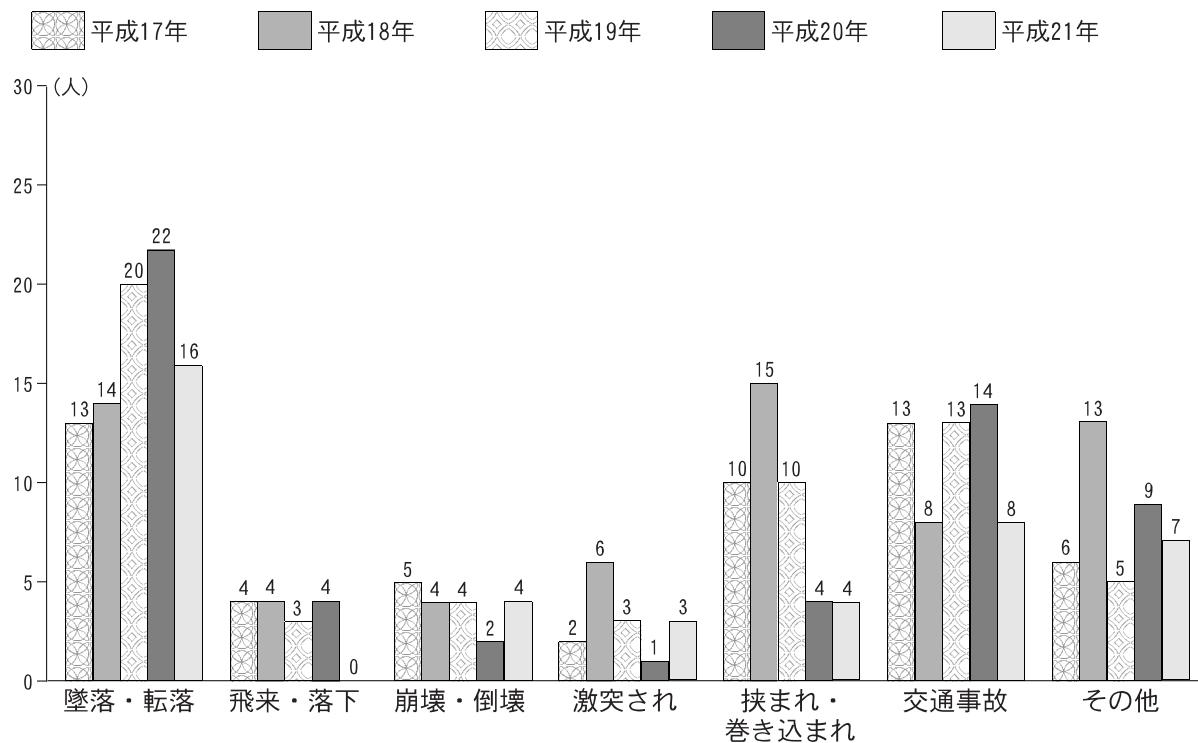
起因物分類は20ページ参照

2. 死亡災害

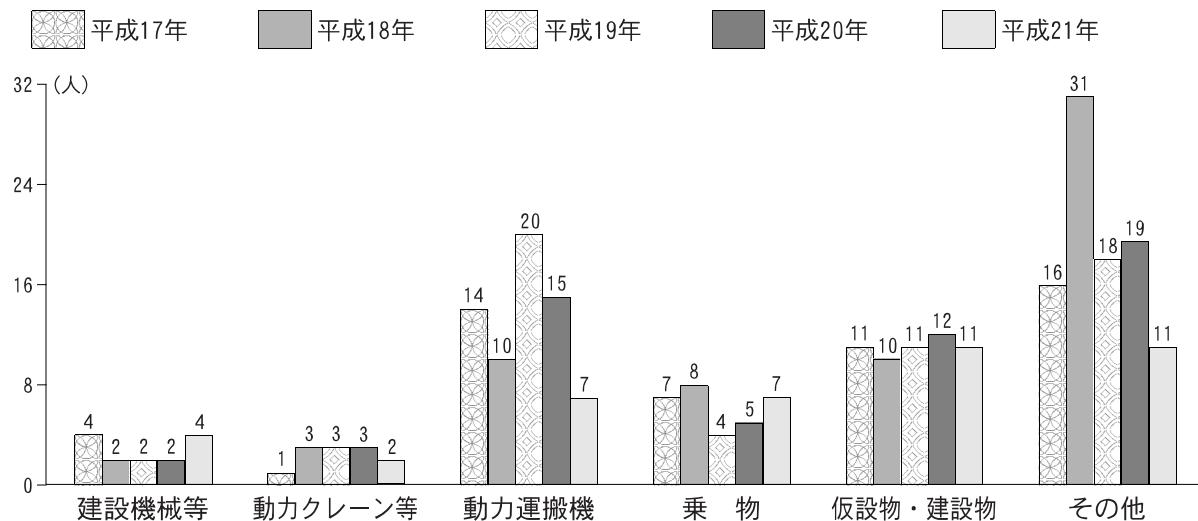
平成21年における千葉県内の死者者数を、事故の型別でみると、墜落・転落、交通事故が依然として高い割合を占めています。

起因別では、仮設物・構築物等、動力運搬機が依然として高い割合を占めています。
(労働者死傷病報告による)

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況



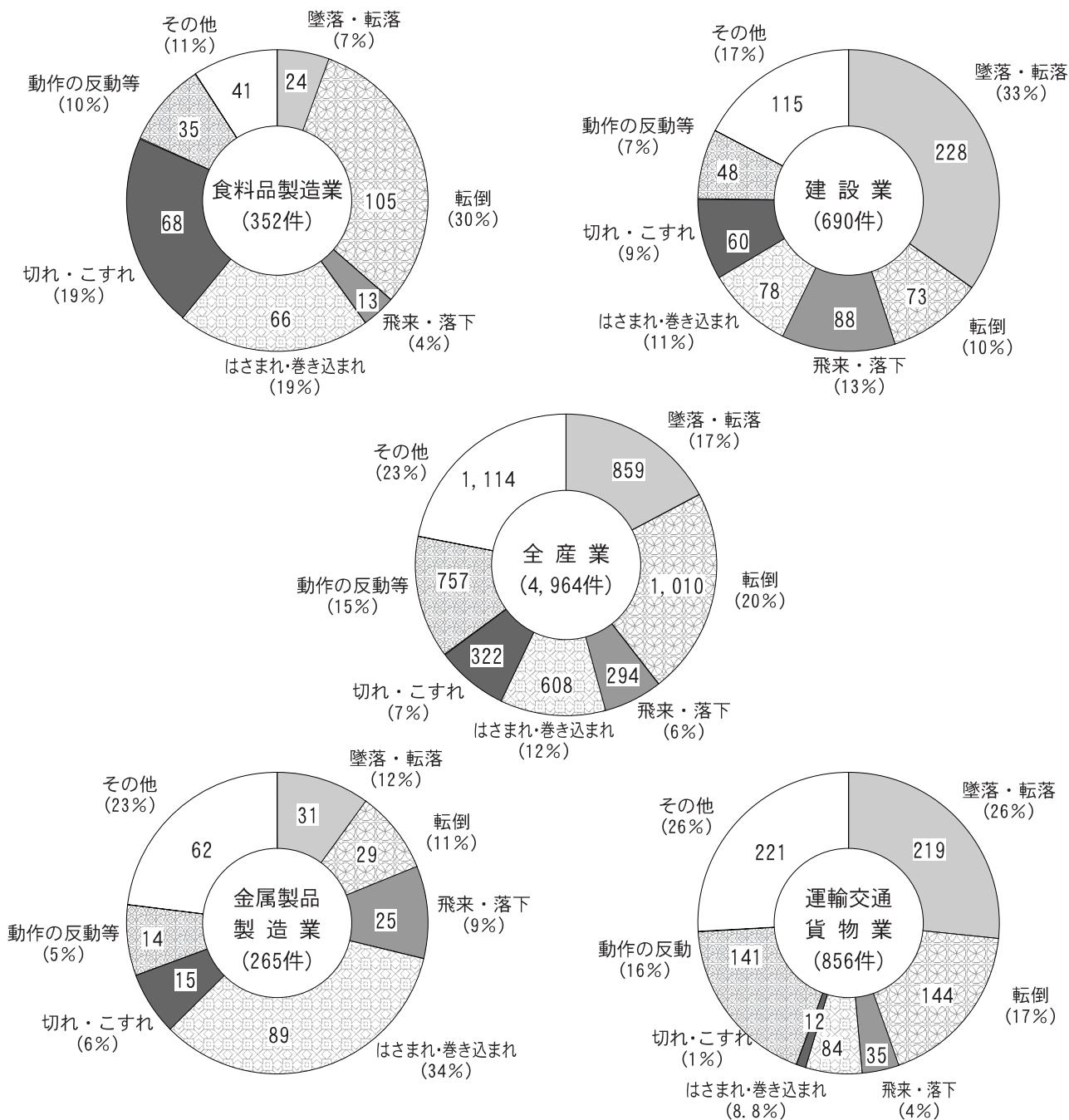
業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

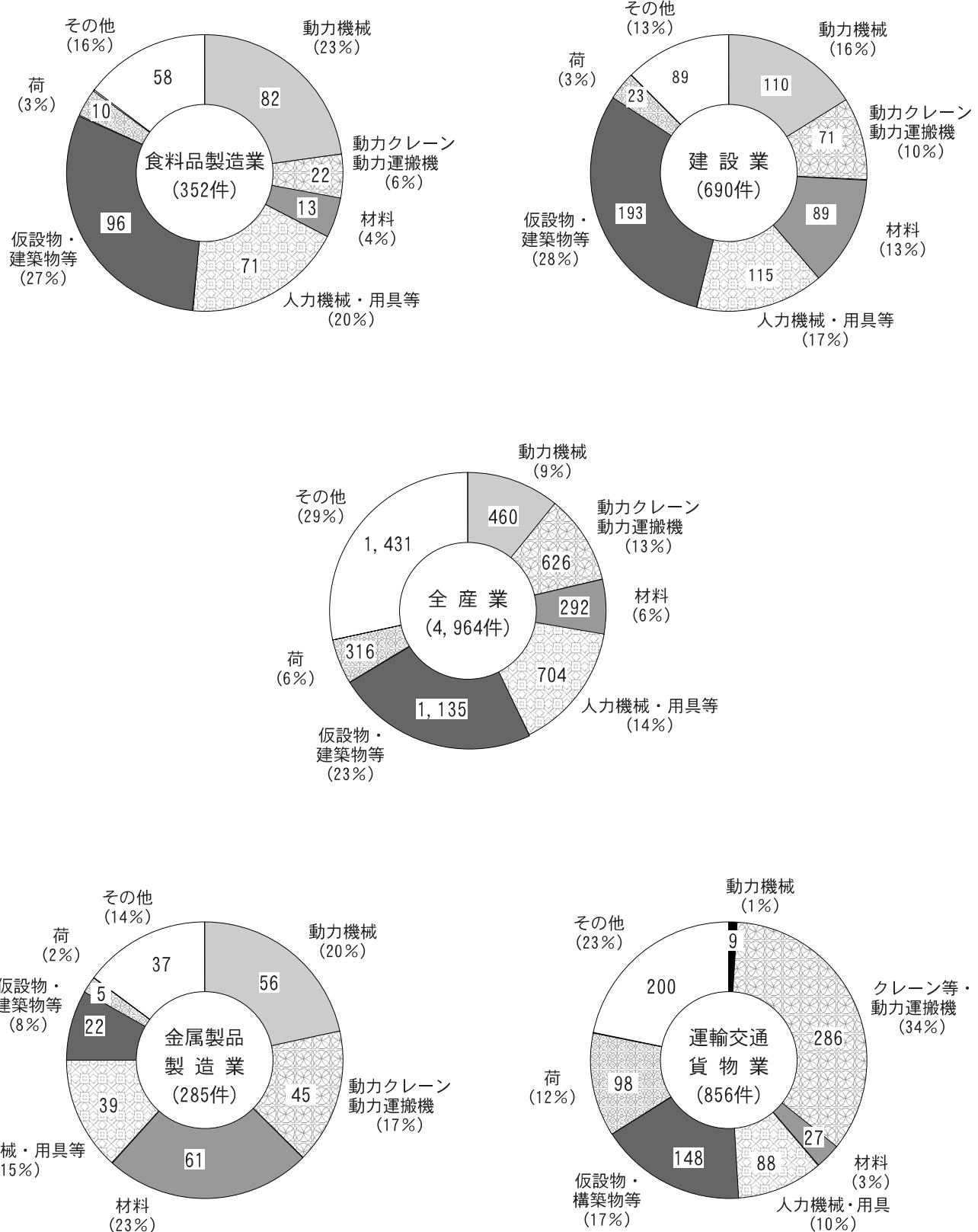
事故の型別では、食料品製造業が食品加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害や床で転倒する災害が多数発生しています。建設業では、建築物等からの墜落・転落が多く占めています。金属製品製造業では、クレーンや金属加工用機械に挟まれる災害が多数発生しています。陸上貨物運送業では、トラックの荷台等から墜落・転落災害が多数発生しています。

災害の防止については、リスクアセスメントの取り組みが必要とされています。

1. 事故の型別（平成21年労働者死傷病報告による）



2. 起因物別 (平成21年労働者死傷病報告による)



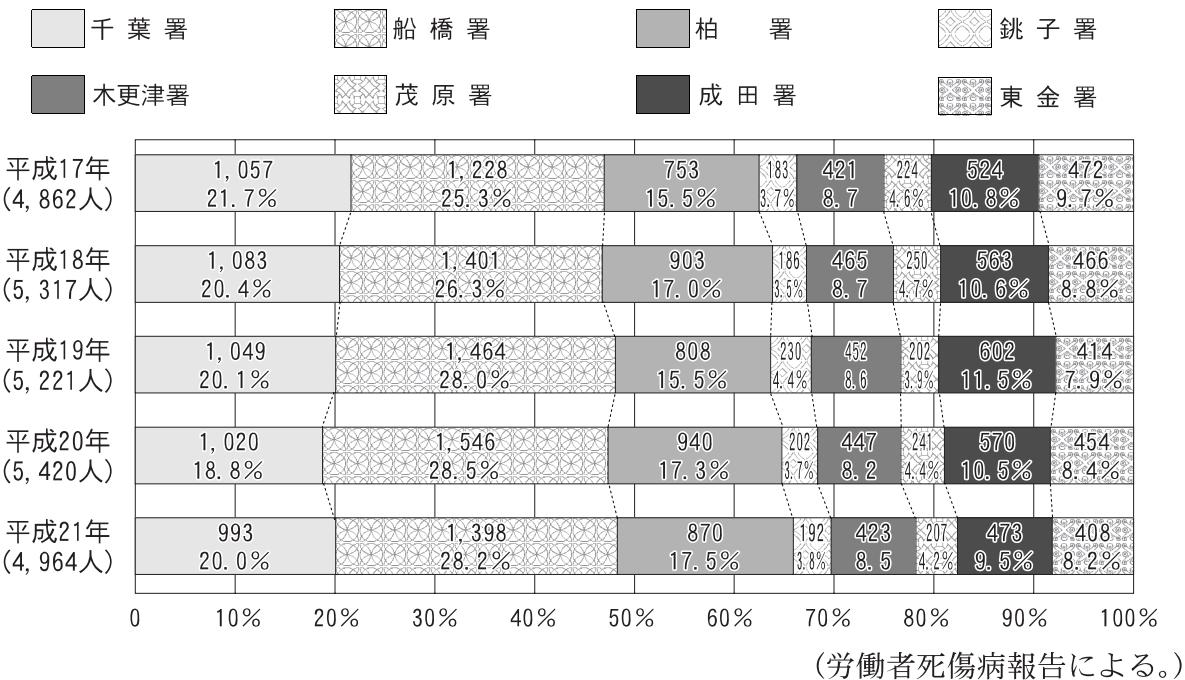
(注) 陸上貨物運送業とは、陸上貨物取扱業と道路貨物運送業をいいます。

7

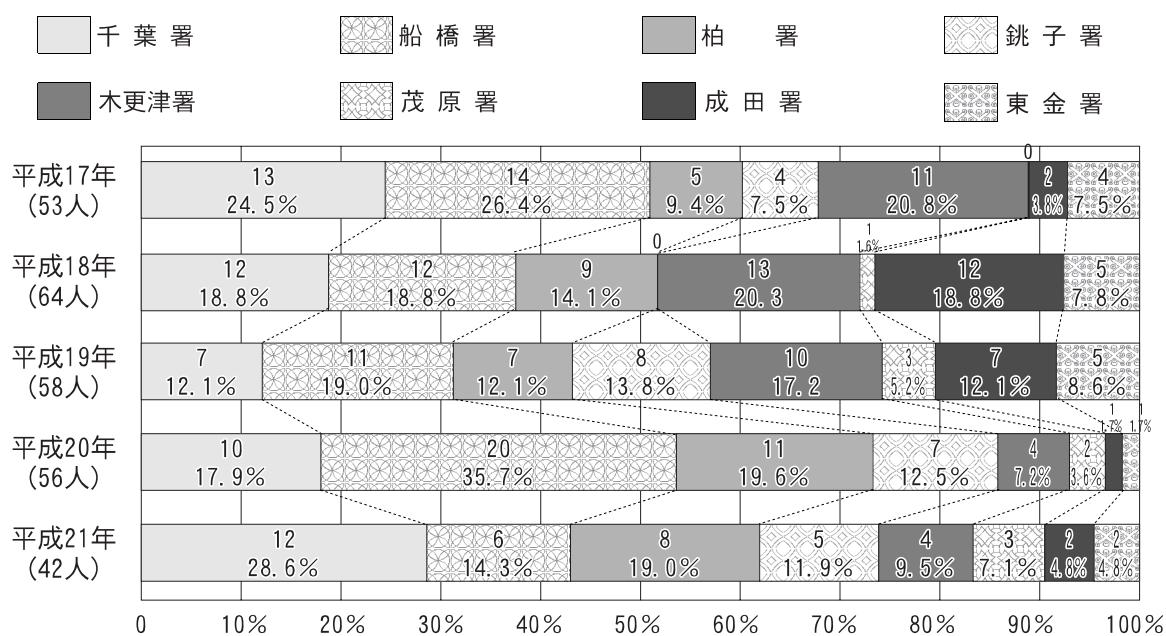
監督署別の労働災害発生状況

休業災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の約6割の労働災害が発生しています。(労働者死傷病報告による)

1. 死傷災害



2. 死亡災害



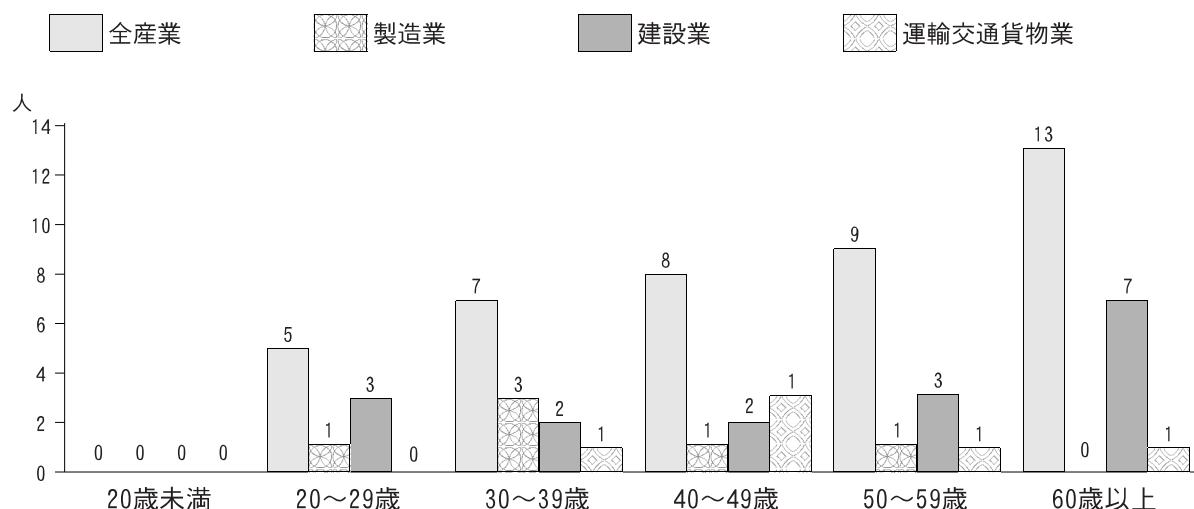
8

高齢者・中小企業に多い死亡災害

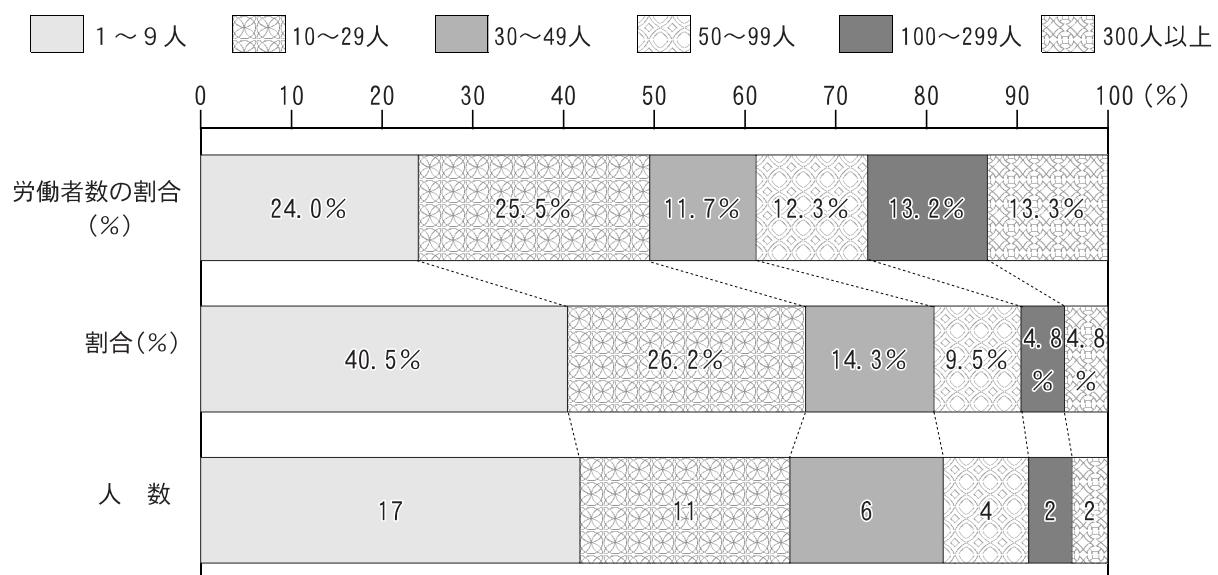
全産業では、50歳以上の死亡者数が約52.4%を占めています。事業場規模別では労働者50人未満の中小企業で約81.0%を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が多数発生しています。

労働者数が29人以下の事業場で働く労働者の割合が約5割であるのに、死亡者の割合は6割を超えていました。(労働者死傷病報告による)

(1) 年 齡 別



(2) 事 業 場 規 模 別



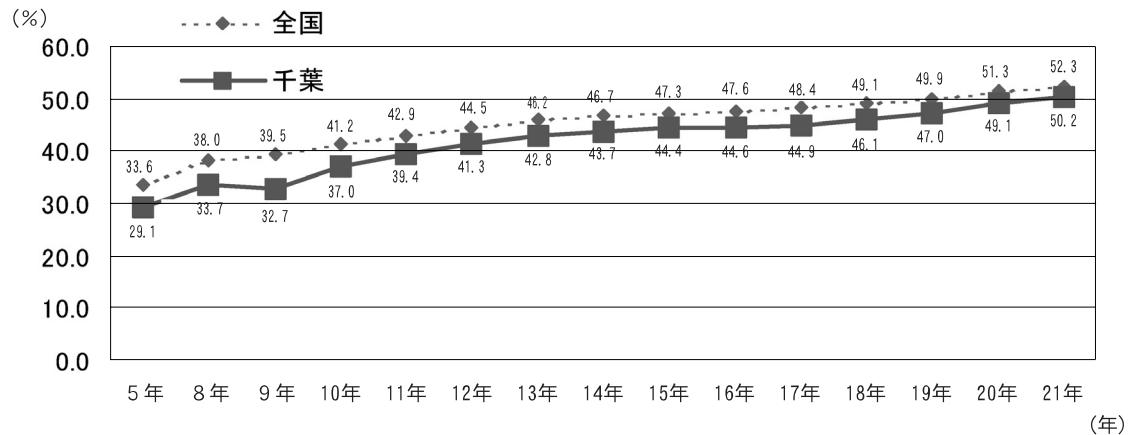
※注 総務省統計局事業所・企業統計調査（平成18年版）に基づき算出

9

依然として増加傾向の有所見率

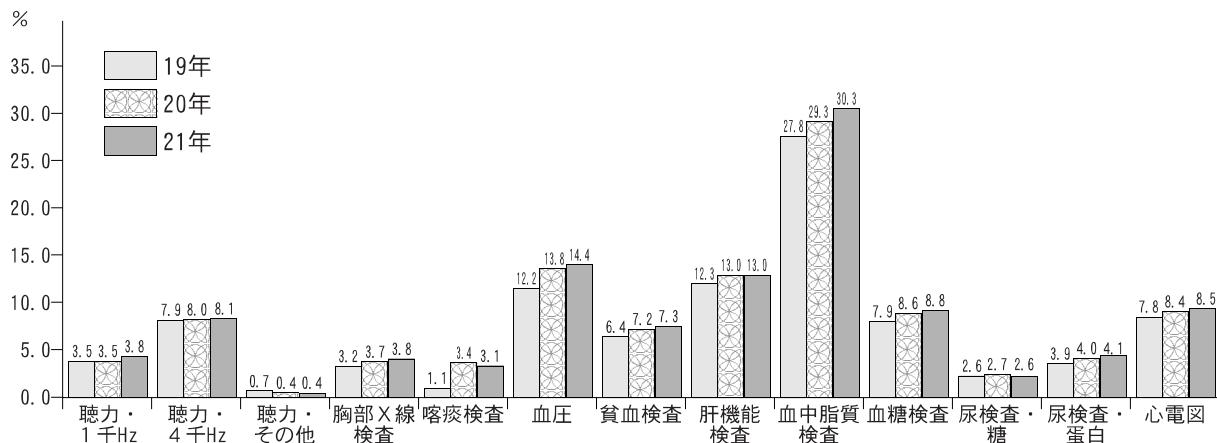
1. 定期健康診断結果有所見率の推移

有所見率は増加しており、増加に歯止めをかけるため、有所見率の改善に向けた取組が求められます。

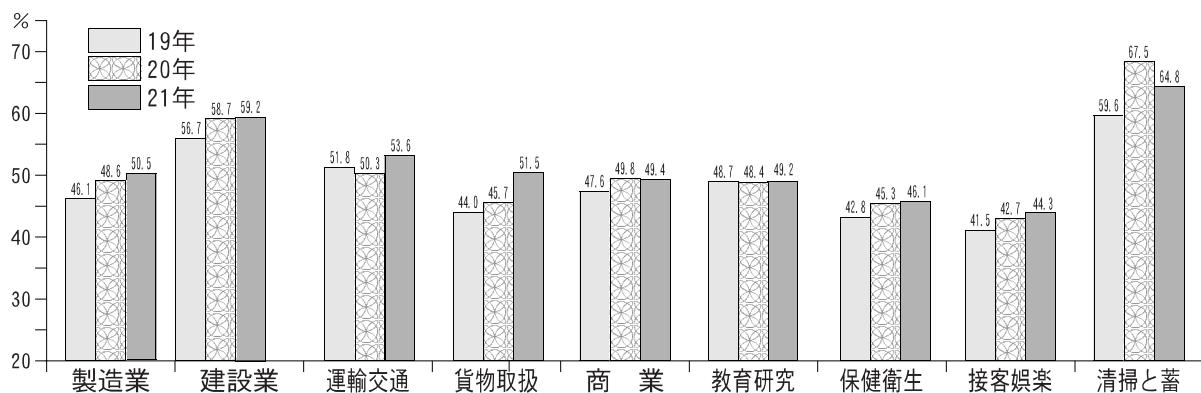


2. 項目別の有所見率

血中脂質検査、肝機能検査、血圧検査に高い所見が見受けられます。

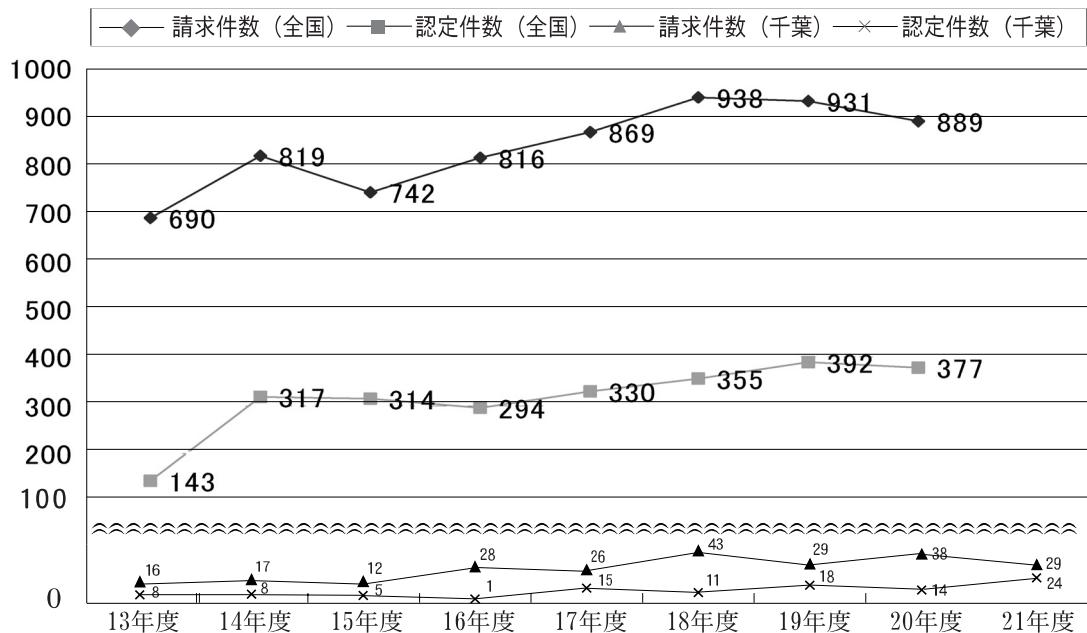


3. 業種別有所見率



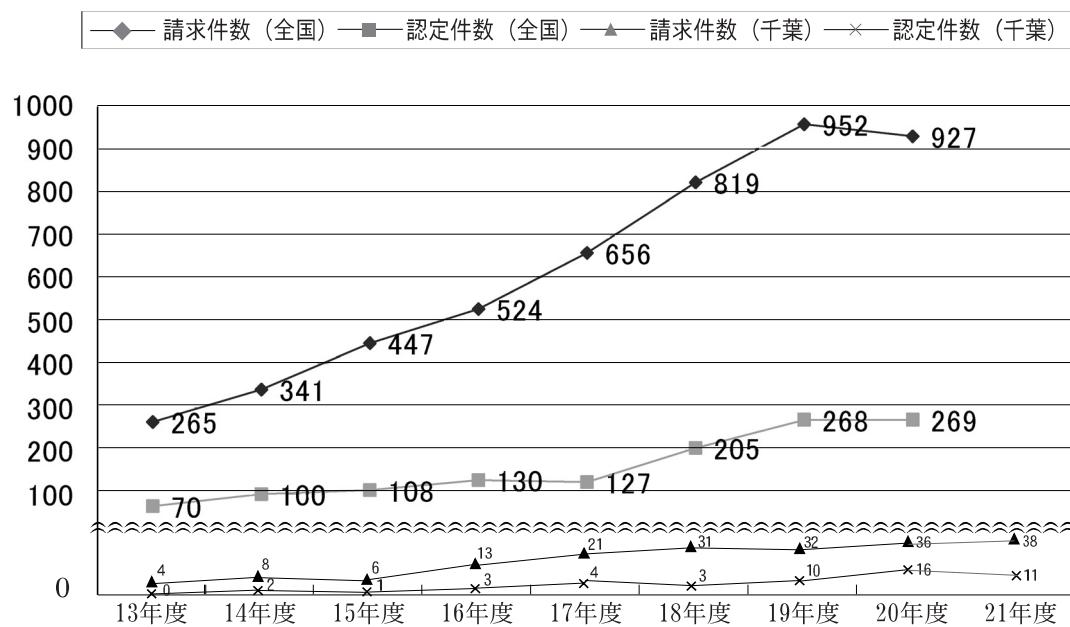
増え続ける過労死・精神疾患等

1 脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移（「過労死」等の労災補償の推移）



注 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2 精神障害等の労災補償の推移



注 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

1. 製造業

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	千葉	1月25日	その他の金属製品製造業	男	30	アルミサッシの枠を製造するためのダイスとボルスターを自動搬送する設備において、クレーンがうまく作動しなかつたため先端部分まで行き型枠をつかむ状態を調整中、被災者がボルスター（アルミサッシを作る円柱形の型枠、直径40cm、高さ約2.5m）とクレーンに取り付けられていたクランプの間に挟まれた。
2	千葉	2月18日	その他の土石製品製造業	男	38	製品に混入する異物（鉄錆等）を除去するための装置である磁選機のパイプの詰まりを解消するため、パイプが設置されているスレート屋根に上ったところ、スレート屋根を踏み抜き約5.7m下のコンクリート床面に墜落した。
3	銚子	6月29日	その他の金属製品製造業	男	35	ホイスト式天井クレーン（2.8t）のペンドントスイッチに不具合が生じたため、被災者がスイッチケースの裏ぶたを外し、ドライバーで回路を点検していたところ感電した。
4	銚子	8月21日	その他の化学工業	男	20	被災者は次の仕込みに備え、接着剤の添加材等を製造するミキサー（混合機）の釜（Φ1260, H1530）内に入り、トルエンを使用しウエスで洗浄を行っていたが、同僚が様子を見に行くと釜内で蹲っていた。
5	柏	10月16日	その他の金属製品製造業	男	54	つり上げ荷重15.2tの橋形クレーンで移動した2つのH型鋼材（H=1,000×400×12×32（mm）L=15,000（mm）重量4.5t）の間に被災者が入り、被災者は一方のH型鋼材のケレン作業を行っていたところ、事業場の代表者が運転する橋形クレーンの剛脚の補柱がH型鋼材に接触し、H型鋼材が被災者側に倒れ、2つのH型鋼材の間に挟まれた。

2. 建設業（土木工事関係）

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	柏	2月26日	道路建設工事業	男	71	片側2車線の道路補修工事において、カラーコーン等で規制された走行車線側で作業中、追い越し車線上で追突事故が発生し、追突された普通車がカラーコーンを越えて被災者の方へ暴走してきたもの。
2	東金	4月7日	その他の土木工事業	男	60	橋梁の基礎補修工事現場において、被災労働者らがバリケードで囲われた歩道上で休憩を取っていたところ、通行車両が反対車線を越えて歩道に突入、激突したもの。
3	船橋	7月3日	その他の土木工事業	男	65	基礎工事用鋼管ケーシング6本を運搬途中、荷崩れを起こしたため道路路肩に停車し、被災労働者ほか3名で、トラック積載型小型移動式クレーンを使用して積み直し、ケーシングを固縛する作業をしていたところ、荷台上のケーシングから被災者が墜落したもの。
4	木更津	9月30日	土地整理土木工事業	男	63	勾配15度の道路上で、土砂を満載した2tダンプがバック走行しようとした際、ダンプが急バックし、湾内停泊中の船舶に激突し、反動で再び岸壁側に戻ってきた同船舶が、さらに岸壁で待機していた被災者に激突したもの。
5	木更津	11月24日	道路建設工事業	男	53	道路法面工事において、被災者が老朽化した既設モルタル吹付面の取壊し作業のため、法面上部の立ち木に安全帶親綱を取り付けようとしていたところ、約18m下の道路上に墜落したものの。
6	千葉	12月21日	その他の土木工事業	男	20	道路工事において、ドラグショベルで掘削した幅約1m、深さ約1.5mの溝の中で床付作業中の被災者に、地山が崩壊し法肩に仮置されていたコンクリート製の溝（重さ1.07t）が落下し、頭部及び頸部がはざまれたもの。

3. 建設業（建築工事関係）

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	成田	3月16日	その他の建築工事業	男	20	14階建てマンションの外壁補修工事において、被災者が屋上の手すり壁外側にある庇に可搬式ゴンドラを取り付けるために設置した手すり壁を跨ぐ渡り通路に乗ったところ、渡り通路に控え等がなかったため、渡り通路ごと約45m下の地上に墜落したもの。
2	千葉	7月24日	その他の建築工事業	男	62	ビル解体工事現場において、エンジンを切って緩やかな斜面に停車していたダンプカーの運転席の前で、運転手と被災者が打合せをしていたところ、ダンプカーが動き出し、2人で車の前に廻り押して停止しようとしたが、逃げ遅れた被災者が前輪に轢かれたもの。
3	銚子	10月17日	木造家屋建築工事業	男	64	木造平屋建て新築工事現場において、被災者が高さ約4mの梁上で屋根下地取付作業の準備中、コンクリート床に墜落したもの。
4	千葉	11月8日	その他の建築工事業	男	41	2階建、プレハブ造寄宿舎で深夜火災が発生し、2階部分の2部屋（約24m ² ）が全焼、就寝中の労働者1名が逃げ遅れ、焼死したもの。
5	銚子	11月24日	木造家屋建築工事業	男	58	木造平屋建て新築工事の上棟作業において、ラフタークレーンで吊り上げられた野地板を高さ3.5mの梁上で荷受け作業をしていた被災者がベタ基礎上に墜落したもの。
6	船橋	12月28日	その他の建築工事業	男	28	水管橋補修工事における吊り足場解体作業において、橋桁と吊足場を固定していたキャッチクランプを外そうとした時、吊りチェーンを外したため足場板（0.66m×3m）が傾き、解体作業をしていた被災者が約2m下の川に転落したもの。

4. 建設業（その他の建設業）

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	木更津	1月27日	その他の建設業	男	38	胸高直径41cmの杉の枝打ち作業において、被災者がアルミ製梯子（高さ6.7m、上端を幹に固縛）に上って、小型チェーンソーで枝打ち中、梯子から約6m下の地面に墜落したもの。
2	茂原	2月27日	その他の建設業	男	58	自社工場建屋の出入口に庇（高さ4.1m）を取付ける工事において、被災者が庇の骨組みとなる鋼材（幅5cm）にトタン板を取り付ける作業中、墜落したもの。
3	柏	3月6日	電気通信工事業	男	62	電気通信工事において、被災者がトラッククレーンを用いて、トラックの右側（道路中央）で電柱の積み込み作業中、右側からきた変圧器の運搬を行っていたフォークリフトに撥ねられたもの。
4	千葉	10月29日	その他の建設業	男	39	反応釜（高さ5.3m、直径2.6m）の内部に付着した合成ゴムの除去作業において、高圧洗浄機（推定200MPa）による除去作業を開始して間もなく、ロータリーガンからホースが外れ、このホースが被災者の頸部を直撃したもの。
5	銚子	12月9日	機械器具設置工事業	男	44	汚水処理槽内部に設置された攪拌装置（バッキレーター）の整備作業において、汚水処理槽の蓋を外して、小型移動式クレーンで攪拌装置を槽外に取り出し、整備作業を行っていたところ、被災者が蓋を外した槽の開口部から槽内に転落し、酸素欠乏症になったもの。

5. 運輸交通貨物業

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	千葉	1月15日	陸上貨物取扱業	男	40	トラクター（トレーラー（台車）の牽引車）の運転者である被災者がトラクターを傾斜路に停止させ、作業のため降車したところ、トラクターが逸走し始めたので、被災者は逸走したトラクターを停止させるため、運転席に乗り込もうとしてトラクターの右前輪に巻き込まれた。
2	千葉	2月23日	特定貨物自動車運送業	男	56	天井クレーンを使用し、トラックの荷台ヘコイル8束（約6.4t）を積込中、L形フックを外したところ、まもなくコイルが崩壊し、コイルとスタンション（支持柱）の間に大腿部が挟まれた。
3	柏	4月4日	陸上貨物取扱業	男	63	入庫ホーム上で、飲料入りケースをベルトコンベヤーに投入する準備作業中に足を踏み外して、ホーム下に転落した。
4	柏	8月5日	一般貨物自動車運送業	男	42	被災者が運転する4tトラックとタンクローリー車が正面衝突した。
5	千葉	9月1日	陸上貨物取扱業	男	44	屋外製品ヤードにおいて、クレーンでトラックに3本の鋼管を積み込んだ後、助手席側のあおりを閉めようとしたが、台木があおりに当たって閉まらなかつたため、台木の位置を修正しようと被災者は別の台木で叩いていたところ、積み込んだ鋼管（1.4t、800A×7.5m）2本が転がり落ち、被災者に激突した。
6	成田	9月8日	一般貨物自動車運送業	男	32	営業所に荷の受取りに来ていた運転手がトラックの車外にいたところ、納品のためにバックで入場して来た別会社のトラックの左側の後輪、続いて前輪に頭部及び胸部を轢かれ死亡した。

6. その他の業種

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	柏	1月10日	旅館業	男	48	階段踊り場に、仰向けで倒れていた。
2	船橋	2月1日	一般飲食店	男	31	他の店舗に出張し業務を行い、直接帰宅途中のバス停留所にてバスと接触した。
3	木更津	2月17日	新聞販売業	男	75	新聞配達員が、新聞配達中に自転車で国道を横断していたところ、乗用車にはねられた。
4	東金	3月17日	ゴルフ場	男	57	朝から5番グリーンの芝刈り作業を被災者一人で芝刈り機を用いて行おうとしたところ、グリーン脇の池に芝刈り機ごと転落した。
5	千葉	3月21日	ゴルフ場	男	59	ゴルフ場内のティーグラントの芝生の成育管理のため、芝生地面に穴を空ける作業を3輪の自走式の機械を使用し行っていたところ、ティーグラント端部から当該機械とともに被災者は法面を転落し、機械の下敷きになり死亡した。
6	船橋	4月27日	その他の小売業	男	74	墓地の区画内リフォーム作業を被災者を含む労働者2名で実施していた。墓の周囲のコンクリート製外柵（重量約380kg）を小型移動式クレーン（つり上げ荷重1.7t）でつり上げたところ、小型移動式クレーンが転倒した。つり荷の付近にいた被災者は、倒ってきたジブを避けたときに付近の墓石に胸部を強打した。
7	千葉	8月8日	警備業	男	59	店舗駐車場から出車のため、車の誘導作業で、駐車場出入り口にて、被災者が公道に出て、誘導を行おうとしたところ、公道を走行してきた車両に激突されたものである。
8	柏	8月26日	産業廃棄物処理業	男	44	建築用廃材を破碎機にて破碎作業していた被災者は、破碎機コンベヤ付近を清掃中、テーブルプーリーに右腕を挟まれた。

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
9	千葉	8月31日	その他の商業	女	62	建物の屋内階段方向で、物音がしたので見にいくと、2階と3階の間の踊り場で被災者が仰向け状態に倒れていた。
10	船橋	10月1日	その他の卸売業	女	64	宅配便発送のため、発送伝票を手に持って2階事務所から階段を上から2段下りたところで1階床まで約3m墜落した。
11	柏	10月4日	その他の小売業	男	22	配達中、交差点で右折のため停止していたところ、後方から乗用車に追突され、反対車線側に転倒し、対向してきた乗用車にはねられた。
12	船橋	11月19日	警備業	男	68	道路工事の交通誘導作業をしていたところ、走行してきた乗用車にはねられた。

12 資 料

事故の型分類コード表

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所が崩れ、動搖して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
2	転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
3	激突	<p>墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに激突した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
4	飛来・落下	<p>飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
5	崩壊・倒壊	<p>堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。</p> <p>立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
6	激突され	<p>飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
7	はまれ・巻きこまれ	<p>物にはまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。</p> <p>プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
8	切れ・こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>
9	踏み抜き	<p>くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。</p> <p>床、スレート等を踏み抜いたものを含む。</p> <p>踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。</p>
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類番号	分類項目	説明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帶電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故 (道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故 (その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起因物分類コード表

分類番号			分類番号				
大	中	小	大	中	小		
1 動力機械	11	111	原動機	3 その他の装置	311	ボイラー	
	12	121	動力伝導機構		312	圧力容器	
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤		319	その他の圧力容器	
		132	帯のこ盤		321	化学設備	
		133	かんな盤		331	ガス溶接装置	
		134	角のみ盤、木工ボール盤		332	アーク溶接装置	
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤		339	その他の溶接装置	
		136	チエーンソー		341	炉 窯	
		139	その他の木工用機械		342	乾燥設備	
		141	整地・運搬、積込み用機械		349	その他の炉窯等	
14 建設機械等	142	掘削用機械	351	送配電線等			
	143	基礎工事用機械	352	電力設備			
	144	締固め用機械	359	その他の電気設備			
	145	解体用機械	361	人力クレーン			
	146	高所作業車	362	人力運搬			
	149	その他の建設用機械	363	人力機械			
	15 金属加工用機械	151	旋盤	364	手工具		
		152	ボール盤、フライス盤	371	はしご等		
16 一般動力機械		153	研削盤、バフ盤	372	玉掛け用具		
		154	プレス機械	379	その他の用具		
		155	鍛圧ハンマー	391	その他の装置、設備		
		156	シャー	411	足場		
		159	その他の金属加工用機械	412	支保工		
		161	遠心機械	413	階段、桟橋		
		162	混合機、粉碎機	414	開口部		
2 物上げ装置、運搬機械		163	ロール機(印刷ロール機を除く)	415	屋根、はり、もや、けた、合掌		
		164	射出成型機	416	作業床、歩み板		
		165	食品加工用機械	418	建築物、構築物		
		166	印刷用機械	419	その他の仮設物、建築物、構築物等		
		167	産業用ロボット	4 仮設物、建築物構築物等	511	爆発性の物等	
		169	その他の一般動力機械		512	引火性の物	
21 動力クレーン等	211	クレーン	513		可燃性のガス		
	212	移動式クレーン	514		有害物		
	213	デリック	515		放射線		
	214	エレベータ・リフト	519		その他の危険物、有害物等		
	215	揚貨装置	5 物質・材料	521	金属材料		
	216	ゴンドラ		522	木材、竹材		
	217	機械集材装置、運材索道		523	石、砂、砂利		
	219	その他の動力クレーン等		529	その他の材料		
23 乗物	22 動力運搬機	221	トラック	6 荷	611	荷姿のもの	
		222	フォークリフト		612	機械装置	
		223	軌道装置	7 環境等	711	地山、岩石	
		224	コンベア		712	立木等	
		225	ローダー		713	水	
		226	ストランドルキャリア		714	異常環境等	
		227	不整地運搬車		715	高温、低温環境	
		229	その他の動力運搬機		716	その他の環境等	
	23 乗物	231	乗用車、バス、バイク	9 その他	91	その他の起因物	
		232	鉄道車両		92	起因物なし	
		239	その他の乗物		99	分類不能	

千葉労働局 第11次労働災害防止計画の概要

I 労働災害防止計画

○労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画

○第11次労働災害防止計画の期間：平成20年度～平成24年度

II 労働災害をめぐる動向

○死者数：平成15年67人→平成20年59人

○死傷者数：平成15年5,182人→平成20年5,420人

○定期健康診断における有所見率：平成15年44.4%→平成20年49.1%

III 第11次労働災害防止計画の目標

○死者数について対平成19年比で20%以上減少させること。

○死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること。

○労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少傾向に転じさせること。

IV 第11次労働災害防止計画の概要

1 自主的な安全衛生活動の促進

(1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等

(3) 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等

2 労働災害多発業種、特定災害対策

(1) 重点業種対策（食料品製造業、金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業）

(2) 第三次産業対策

(3) 爆発・火災防止対策

(4) 交通労働災害防止対策

3 職業性疾病等の予防対策

(1) 石綿障害予防対策 (2) 化学物質対策 (3) 粉じん障害防止対策 (4) 腰痛予防対策 (5) 振動・騒音障害防止対策 (6) 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

4 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策

(1) 過重労働による健康障害防止対策

(2) メンタルヘルス対策

5 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

(1) 産業保健活動の活性化 (2) 健康づくり対策 (3) 快適職場づくり対策

6 安全衛生管理対策の強化

(1) 安全衛生教育の効果的な推進等 (2) 中小規模事業場対策の推進

(3) 就業形態の多様化等に対する対策 (4) 高年齢労働者対策等の推進

7 関係機関との連携等

(1) 安全衛生団体等の活動の促進

(2) 関係行政機関との連携